

新型コロナウイルス感染症対策 町からのお知らせ

奥多摩町総務課（危機管理調整係）TEL83-2349

令和5年3月13日から

マスクの着用は個人の判断が基本となります。

これまで、国は新型コロナウイルス感染症に関する**マスクの着用**について、「屋外は原則不要、屋内は原則着用」としていましたが、**令和5年3月13日以降、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる**こととなります。

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします。

また、**3月13日以降も、以下のような場面では、マスクの着用が効果的とされます。**

○高齢者の方など重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、

- ・医療機関を受診するとき
- ・高齢者の方など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や施設などを訪問するとき
- ・通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバスに乗車するとき

○コロナ流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行くとき

○症状がある方や検査で陽性になった方、同居する家族に陽性となった方がいる方は、外出を控えてください。やむをえず外出するときは、人混みは避け、マスクを着用してください。



《裏面もご覧ください》

○高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などの従事者の方は、勤務中のマスクの着用が推奨されます。

○事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者または従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。

なお、子どものマスク着用については、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要です。4月1日から、学校教育活動の実施にあたっては、マスクの着用を求めないことが基本となります。

※3月13日から変更となるのは、あくまでマスク着用に関することのみですので、新型コロナウイルス感染症に関するその他のお願いや考え方については、令和5年5月8日に予定されている感染症法上の位置づけ変更（5類への移行）までは変更ありません。

こまめな換気や手洗い手指消毒、3密の回避などの基本的な感染防止対策については、引き続きご協力をお願いします。

~~~~~

3月13日から、町職員の勤務中のマスク着用についても、職員個人の判断に委ねることを基本原則とします。

ただし、住民の方と近い距離で会話する場面では引き続きマスクを着用することとします。

ご理解をお願いいたします。

~~~~~



国のマスク着用に関する考え方の見直しについて、詳しくは下記の厚生労働省のホームページに詳しく記載されていますので、こちらをご覧ください。

厚生労働省「令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について」のページ

QRコード⇒

